

県土整備部 許認可事務等一覧

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
39	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	河川法	(1) 次に掲げる事項を記載した申請書 ○工事の設計及び実施計画又は維持の実施計画	以下の基準に該当するかどうかを審査した上で承認する。 ①河川整備基本方針に基づき河川整備計画が策定されている場合には当該計画に反しないこと。 ②当該河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。 ③周辺の河川管理施設等への支障を及	なし	工事等を行う前まで (事前の承認が必要)	10日	0985-26-7184
40	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	河川課水政担当	流水占用の許可	河川法	(1) 許可申請書 (2) 事業計画の概要、使用水量の算出の根拠、水収支計算、治水等対策等を記載した図書 (3) 工事計画書 (4) 当該水利使用に同意した者の同意書の写し等 (5) 河川管理者以外の者が管理する土地等の使用の場合は使用権原を有することを示す書面等 (6) 他法令の許可等を要する場合は、許可等を受けた又は見込みであることを示す書面等 (7) 河川法に基づく関連許可の同時申請ができない場合の理由書等 (8) その他参考となるべき事項を記載した図書	以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可する。 ①水利使用の目的及び事業内容が国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。 ②申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。 ③河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。 ④流水の占有のためのダム・堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項（工作物の新築等の許可）の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。	なし (ただし、流水占用料等の徴収あり)	新規：流水占有を行う前まで (事前許可が必要) 更新：許可条件で付す (許可期限の6月前から1月前までの間)	40日	0985-26-7184
41	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	河川課水政担当	流水占用の登録	河川法	(1) 登録等申請書 (2) 申請者が法23条の4第1号から第3号までに該当しないことを誓約する書面 (3) 従属元水利者等の同意書の写し (4) 水利使用に係る事業計画の概要 (5) 使用水量の算出の根拠 (6) 従属元の水利使用許可に関する水利使用の目的、許可水量、許可期間、取水口又は注水口の位置、許可条件を記載した図書 (7) 工事計画書 (8) 河川管理者以外の者が管理する土地等を使用する場合は、使用権原を有することを示す書面等 (9) 他法令の許可等を要する場合は、許可等を受けた又は見込みであることを示す書面等 (10) 河川法に基づく関連許可の同時申請ができない場合の理由書等 (11) その他参考となるべき事項を記載した図書	河川法第23条の4に規定する登録拒否要件に該当する場合を除き、水利台帳に登録する。	なし (ただし、流水占用料等の徴収あり)	新規：流水占有を行う前まで（事前登録が必要） 更新：従属元水利使用許可の申請に合わせて申請	40日	0985-26-7184

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
42	河川課	水政	各土木事務所及び西白杵支庁土木課の管理担当	同左	土地占用の許可	河川法	(1) 申請書 (2) 土地の占用に係る事業計画の概要を記載した図書 (3) 縮尺5万分の1の位置図 (4) 実測平面図 (5) 面積計算書及び丈量図 (6) 他法令の許可等を要する場合は、許可等を受けた又は見込みであることを示す書面等 (7) その他参考となるべき事項を記載した図書	「河川敷地の占用許可について」（平成6年10月17日平成11年8月5日建設省河政発第67号建設事務次官通達）及び「河川敷地の占用許可について」（平成6年10月17日平成11年8月5日建設省河政発第68号建設省河川局長通達）の基準（占用主体、占用施設、治水上又は利水上の基準、他の者の利用との調整等についての基準、河川整備計画等との調整についての基準、土地利用状況、景観及び環境との調整の基準）に合致すること	なし (ただし、土地占用料の徴収あり)	新規：土地占用を行う前まで (事前許可が必要) 更新：許可条件で付す (許可期限の3月前から1月前までの間)	10日	0985-26-7184
43	河川課	水政	各土木事務所及び西白杵支庁土木課の管理担当	同左	土石等の採取の許可	河川法	(1) 許可申請書 (2) 河川の産出物の採取に係る事業の計画の概要を記載した図書 (3) 河川の産出物の採取に係る土地の縮尺5万分の1の位置図 (4) 河川の産出物の採取に係る土地の実測平面図 (5) 土石の採取にあつては、当該採取に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該採取に係る計画地盤面を記載したもの (6) 河川の産出物の採取が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書 (7) 河川の産出物の採取に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面 (8) その他参考となるべき事項を記載した図書	以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可する。 ①河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい支障が生じるものではないこと。 ②申請者の事業計画が妥当であるとともに、当該土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。 ③砂利等の採取については、「砂利等採取許可準則」（昭和41年6月1日建設事務次官通達）及び「砂利採取計画認可準則について」（昭和43年10月2日通商産業省化学工業局長・建設省河川局長通達）に合致すること。 ④竹木、あし、かや等については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。	なし (ただし、土石等採取料の徴収あり)	土石等の採取を行う前まで (事前許可が必要)	10日	0985-26-7184
44	河川課	水政	各土木事務所及び西白杵支庁土木課の管理担当	同左	工作物の新築等の許可	河川法	(1) 申請書 (2) 新築等に係る事業計画の概要を記載した図書 (3) 縮尺5万分の1の位置図 (4) 工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図 (5) 工作物の設計図（工作物の除却にあつては、構造図） (6) 工事の実施方法を記載した図書 (7) 占用する土地の面積計算書等 (8) 河川管理者以外の者が管理する土地等で新築等を行う場合は、申請者が新築等を行う権原を有することを示す書面等 (9) 新築等に係る行為又は事業に関し、他の法令の許可等が必要となるときは、その許可等を受けた又は見込みであることを示す書面等 (10) その他参考となるべき事項を記載した図書	以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可する。 ①治水上又は利水上の支障を生じるおそれがないこと。 イ 工作物の一般的な技術基準について、「河川管理施設等構造令」（昭和51年政令第199号） ロ 設置について、「工作物設置許可基準」（平成10年1月23日平成6年9月22日建設省河川局治水課長通達） ハ 土木工学上の安定計算等について、「河川砂防技術基準（案）」 ②社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。 ③当該河川の利用の実態からみて、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。 ④当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。	なし	工作物の新築等を行う前まで (事前許可が必要)	10日	0985-26-7184

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
45	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	土地の掘削等の許可	河川法	(1) 申請書 (2) 土地の掘削等に係る事業計画の概要を記載した図書 (3) 縮尺5万分の1の位置図 (4) 土地の掘削等に係る土地の実測平面図 (5) 形状変更の場合、実測縦断面図、横断面図に計画地盤面を記載したもの (6) 土地の掘削等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書 (7) 河川管理者以外の者が管理する土地等で掘削等する場合は、その権原を有することを示す書面等 (8) 他法令の許可等を要する場合は、許可等を受けた又は見込みであることを示す書面等 (9) その他参考となるべき事項を記載した図書	以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可する。 ①当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。 ②当該土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。	なし	土地の掘削を行う前まで (事前許可が必要)	10日	0985-26-7184
46	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	竹木の流送の許可等	河川法	(1) 許可申請書 (2) 竹木の流送に係る計画の概要を記載した図書 (3) 流送区間を明示した縮尺五万分の一の図面 (4) 竹木の流送が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書 (5) その他参考となるべき事項を記載した図書	地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障を生じるおそれがない場合に許可する。	なし	竹木の流送等を行う前まで (事前許可が必要)	10日	0985-26-7184
47	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	河川管理上支障のある行為の許可等	河川法	(1) 許可申請書 (2) 物件の洗浄又は堆たい積等に係る事業の計画の概要を記載した図書 (3) 縮尺五万分の一の位置図 (4) 物件を堆たい積し、又は設置する行為にあつては、当該行為に係る土地の実測平面図 (5) 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において物件を堆たい積し、又は設置を行なうことについて権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面 (6) 物件の洗浄又は堆たい積等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書 (7) その他参考となるべき事項を記載した図書	以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可する。 ①河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合 イ 人体や生物に有害であると認められるものでないこと。 ロ 流水を著しく汚濁するおそれがないものであること。 ②河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合 イ 相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものでないこと。 ロ 残土等の一時的な仮置きについては、土石、竹木その他の物件を、河川工事又は河川区域内に他の行為によってやむを得ず一時的に仮置きする場合において、出水時への対応措置が講じられていること。	なし	行為を行う前まで (事前許可が必要)	7日	0985-26-7184

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
48	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	河川法	<p>(1) 申請書</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した図書</p> <p>○工作物の使用開始の予定年月日</p> <p>○工作物の工事に関連する他の工事の実施状況</p> <p>○第十一条第二項第一号ニの対策の実施状況</p> <p>○法第四十四条第一項のダムについては、第十一条第二項第一号ホの措置の実施状況</p> <p>○その他参考となるべき事項</p>	<p>完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模その他の河川法第26条第1項の許可内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合に合格させる。</p> <p>なお、位置、構造、規模等の審査については工事記録等により確認するとともに、以下に掲げる施設の種類に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。</p> <p>(1) 河川管理施設と効用を兼ねる施設</p> <p>① 河川管理施設として、操作等を確実に行うことができるものであること。</p> <p>② 観測施設・通報施設及び警備施設が、それぞれ機能に応じた確に作動すること。</p> <p>(2) 堤防を開削して設置される工作物について</p> <p>開削され埋戻された堤防について、必要な強度が保たれていること。</p> <p>同法第44条第1項のダムについては、ダム検査規程（昭和43年建設省訓令第2号）に適合しているかどうかを確認し、適合している場合に合格させる。</p> <p>検査項目</p> <p>① ダム本体について、その位置、型式及び規模</p> <p>② ダムの基礎処理</p> <p>③ ダム本体の築造材料の種類及び配合</p> <p>④ ダム及びその基礎地盤の温度、変形、揚圧力、間隙水圧又は漏水量</p> <p>⑤ 洪水吐その他の付属設備の位置、規模、構造等</p> <p>⑥ ゲート又はバルブの使用材料、制作、据え付け</p> <p>⑦ ゲート等の開閉状況</p> <p>⑧ 観測施設、通報施設及び警備施設の作動</p> <p>⑨ その他ダムに関する工事</p>	なし	工作物完成後、使用前まで (事前承認が必要)	10日	0985-26-7184
49	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	河川法	<p>(1) 申請書</p> <p>(2) 工作物の設計図（使用部分を赤色着色）</p> <p>(3) 次に掲げる事項を記載した図書</p> <p>○工作物の工事の実施状況</p> <p>○法第三十条第二項の特別の事情</p> <p>○工作物の一部の使用開始の予定年月日</p> <p>○その他工作物の一部の使用に関する計画</p> <p>○法第四十四条第一項のダムにあつては、少なくとも、当該一部の使用に係る流水の貯留又は取水に関し、最高の水位、湛たん水区域の面積、最大水深及び有効水深、総貯留量及び有効貯留量並びに最大取水量（発電の用に供されるダムについては、常時取水量、総落差及び有効落差、最大理論水力及び常時理論水力並びに最大出力、常時出力及び常時尖せん頭出力を含む。）のほか、責任放流その他の条件があるときは、これを記載すること。</p> <p>○前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項</p> <p>○その他参考となるべき事項</p>	<p>当該工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施工方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認する。</p> <p>① 使用しようとする部分について、河川法第30条第1項の完成検査の例により検査を受け、当該検査に合格したものであること。</p> <p>② 一部使用することによる河川管理上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。</p> <p>③ 一部使用しようとする目的が、当該工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。</p>	なし	工作物一部完成後、使用前まで (事前承認が必要)	10日	0985-26-7184
50	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	河川課水政担当 (法23条許可に係るもの)	河川法	<p>(1) 申請書</p> <p>(2) 譲渡に関する当事者の意思を示す書面</p> <p>(3) 譲渡の理由及び譲渡しようとする年月日を記載した書面</p> <p>(4) 譲り受けようとする者の事業計画の概要を記載した図書</p> <p>(5) その他参考となるべき事項を記載した図書</p>	<p>以下の基準に該当する場合に承認する。</p> <p>①譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。</p> <p>②申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p>	なし	譲受人による権利行使前まで (承認は譲渡の効力発生要件)	7日	0985-26-7184

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
51	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	河川課水政担当	河川法	(1)次に掲げる事項を記載した申出書 ○氏名及び住所 ○申出人の当該河川の使用に係る事業の概要 ○損失の事実 ○損失の補償の見積り及びその内容 ○当該水利使用を行なうことについて同意をしない理由 ○法第三十八条の通知を受けた年月日 ○申出の年月日及び天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときの理由 ○その他参考となるべき事項	損失防止施設の機能、規模、構造、設置場所等が河川法第42条第1項の協議(水利使用の許可等に係る損失の補償についての水利使用の許可を受けた者と関係河川使用者との協議)又は同条第2項の裁定(前項の協議が成立しない場合における河川管理者の裁定)のとおりにあるかどうかを審査して決定する。	なし	河川法38条の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内(天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、60日以内)	21日	0985-26-7184
52	河川課	ダム	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	河川課ダム担当	河川法	(1)操作規程(変更)申請書 (2)関係知事(市町村長)の意見書	河川法第2章第3節第3款(ダムに関する特則)等の規程の運用について(昭和41年5月17日建河発第178号河川課局長通達)本文4及び別添第1標準操作規程の基準を満たすことを審査した上で承認する。 本文4の基準 ①ダム設置者が操作規程を定め又は変更するときは別添第1標準操作規程の例によってするよう指導すること ②既設のダムのうち現に定められている操作規程によっては河川管理上支障を生ずると認められるものについては次の措置をとること イ 遅滞なく法47条1項の承認を受けて操作規程を変更するよう指導する。 ロ イの指導によってはその目的を十分達成できないと認めるときは法47条4項の命令をする。 ③法47条4項の命令をするときは法44条1項の指示とあわせて又は指示をした後にしなければならない。	なし	流水の貯留又は取水の用に供する前まで(事前承認が必要)	21日	0985-26-7184
53	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	河川課水政担当	河川法	(1)次に掲げる事項を記載した申請書 ○特例水利使用を行わせる者の水利使用許可年月日及び番号 ○特例水利使用を受ける者の水利使用許可年月日及び番号 ○特例水利使用に係る取水口の位置及び取水量 ○特例水利使用を行わせる期間 ○特例水利使用を行わせることを必要とする理由	融通を受ける者の取水が困難であること、融通される水量が妥当であることを審査した上で承認する。 審査事項 ①水利使用の特例を受けようとする水利使用者が申請に係る水利使用の特例に同意していること ②水利使用の特例の期間が異常渇水期に限ったものであること ③水利使用の特例に係る水量、取水方法等が、水利使用の特例を行わせようとする水利使用者が受けた法23条及び24条の許可に基づく水利使用の範囲内であること。 ④水利使用の特例に係る水量が、水利使用の特例を受けようとする水利使用者が取水を困難としている量の範囲内であること。	なし	渇水により許可に係る水利使用が困難となった後、異常な渇水が解消するまでの間	7日	0985-26-7184

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
54	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	河川保全区域内の行為の許可	河川法	(工作物の新築等の場合) 工作物の新築等の許可に準じる。 (土地の掘削等の場合) 土地の掘削等の許可に準じる。	河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可する。 審査事項 (1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 ① 掘削及び切土 ・当該掘削又は切土により堤防の荷重バランスをくずさないものであること ・基盤漏水の原因とならないものであること ② 盛土 ・堤防法尻に滞水することのないよう雨水等の排水に考慮すること ・河川管理施設の維持管理上支障がないこと (2) 工作物の新築又は改築 ① 当該工作物の荷重により堤防の荷重バランスを崩さないものであること。 ② 基盤漏水の原因とならないものであること。 ③ 止水性のある工作物にあっては、堤防内の浸潤面上昇の程度を把握し、堤防の法面の崩壊の原因とならないこと。	なし	行為を行う前まで (事前許可が必要)	8日	0985-26-7184
55	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	河川予定地内の行為の許可	河川法	(工作物の新築等の場合) 工作物の新築等の許可に準じる。 (土地の掘削等の場合) 土地の掘削等の許可に準じる。	河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い当該河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可する。 審査事項 (1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 ① 土地を利用するための形状変更については原則認めないこと ② 土石等の採取のための形状変更については河川工事の施行に支障がないこと (2) 工作物の新築又は改築 河川予定地の指定の日において当該河川予定地内の工作物を居住、利用等に供している者又はその一般承継人が、当該工作物について、河川工事に着手するまでに除却することが確実な仮設物等を増築等する場合に限り認められるものであること。	なし	行為を行う前まで (事前許可が必要)	10日	0985-26-7184

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
56	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	河川保全立体区域内の行為の許可	河川法 (工作物の新築等の場合) 工作物の新築等の許可に準じる。 (土地の掘削等の場合) 土地の掘削等の許可に準じる。 (載荷重が1㎡につき2トン以上の土石その他の物件を集積する場合) (1) 申請書 (2) 事業計画の概要を記載した図書 (3) 縮尺五万分の一の位置図 (4) 土石等の物件の集積に係る土地の実測平面図 (5) 土石等の物件の集積に係る土地の面積計算書 (6) 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において土石等の物件の集積を行う場合は、その権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面 (7) 他の行政庁の許可等を要する場合は、許可等を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面 (8) その他参考となるべき事項を記載した図書	「河川法の一部を改正する法律の施行について」(平成7年10月2日建設省河川局長通達)記二の4(2)の基準により審査し許可する。 審査基準 河川保全立体区域内に係る河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、当該河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができるものであること。	なし	行為を行う前まで (事前許可が必要)	8日	0985-26-7184
57	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	河川予定立体区域内の行為の許可	河川法 (工作物の新築等の場合) 工作物の新築等の許可に準じる。 (土地の掘削等の場合) 土地の掘削等の許可に準じる。	「河川法の一部を改正する法律の施行について」(平成7年10月2日建設省河川局長通達)記三の3(2)の基準により審査し許可する。 審査基準 河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い当該河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができるものであること。	なし	行為を行う前まで (事前許可が必要)	10日	0985-26-7184
58	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	砂利採取計画の認可	砂利採取法 (1) 次に掲げる事項を記載した申請書 ○氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名 ○登録の年月日及び登録番号 ○採取計画 (2) 砂利採取場の位置を示す縮尺五万分の一の地図 (3) 砂利採取場及びその周辺の状況を示す見取図 (4) 掘さく又は切土に係る土地の実測平面図 (5) 掘さく又は切土に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの (6) 法第三条の登録を受けていることを示す書面 (7) 砂利採取場を管理する事務所の名称及び所在地、当該事務所の業務主任者の氏名ならびに当該業務主任者が当該砂利採取場において認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督するための計画を記載した書面 (8) 砂利採取場で砂利の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面 (9) 他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面 (10) 砂利採取場において土地の掘さく又は切土に係る跡地の埋めもどしを行う場合にあっては、埋めもどしのための土砂等が確保されていること又は確保される見込みが十分であることを示す書面及び当該土砂等を当該砂利採取場に運搬する経路を記載した書面 (11) 砂利採取場からの砂利の搬出の方法及び当該砂利採取場から国道又は都道府県道にいたるまでの砂利の搬出の経路を記載した書面 (12) その他参考となる事項を記載した図面又は書面	砂利採取法第19条及び「河川砂利採取許可」(本県審査基準)の第3、第7を満たすことを審査して許可する。 第3の基準 (1) 採取計画に、砂利採取場の区域、砂利の種類及び数量並びにその採取の期間、砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備、その他の施設に関する事項等が記載されていること。 (2) 採取計画の内容のうち、砂利採取場の区域、採取量、採取の期間、砂利採取の方法等が適正なものであること。 第7の基準 (1) 申請書等の内容審査及び現地調査により、次の事項に該当すると認めるときには、許認可を行ってはならない。 ア 治水上又は利水上支障を生じると認めるとき。 イ 他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷すると認めるとき。 ウ 他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるとき。	認可手数料：33,900円	砂利採取を行う前まで (事前認可が必要)	11日	0985-26-7184

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
59	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	砂利採取法	砂利採取計画の認可に準じる。	砂利採取法第19条及び「河川砂利採取許認可」(本県審査基準)の第11を満たすことを審査して許可する。 第11の基準 (1)採取計画の変更認可申請書を提出させること。 (2)河川法25条の変更認可申請書を同時に提出させること。 (3)第7の基準に基づき許認可の決定を行うこと。	変更認可手数料：15,000円	採取計画を変更する前まで (事前承認が必要)	10日	0985-26-7184
60	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	海岸法	(1)次に掲げる事項を記載した申請書 ○海岸保全区域の占用の目的 ○海岸保全区域の占用の期間 ○海岸保全区域の占用の場所 ○施設又は工作物の構造 ○工事実施の方法 ○工事実施の期間	「海岸法の施行について」(昭和31年11月10日付け31農地第4822号・港管第2739号・建発河第107号農 林事務次官・運輸事務次官、建設事務次官依命通達)第四の1・2及び3を満たすことを審査して許可する。 第四の1 当該公共用財産たる土地の公共的性格に十分留意の上、その用途又は目的を妨げない限度において、かつ、海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可をする。 第四の2 海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて占有することは、一定の区画の土地を排他的独占的に継続して使用することであり、耕作の用に供する場合、資材置場とする場合等も含まれるものであること。なお、漁具、漁獲物の乾場、船揚場、穀物乾場、牛馬の係留のための施設等簡易軽微なものについては許可を要しないものとする。 第四の3 占用の許可の際には、申請書の記載事項に関する条件のほか、占有に伴う第三者との関係に関する条件、付帯工事に関する要する費用に関する条件等、個々具体的な場合において種々の条件を附することにより占有が海岸の保全に支障を与えないよう措置すること。	なし (ただし、土地占用料の徴収あり)	土地占有を行う前まで (事前許可が必要)	12日	0985-26-7184
61	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	海岸法	(土石を採取する場合) (1)次に掲げる事項を記載した申請書 ○土石(砂を含む。以下同じ。)の採取の目的 ○土石の採取の期間 ○土石の採取の場所 ○土石の採取の方法 ○土石の採取量 (工作物を新築等する場合) (1)次に掲げる事項を記載した申請書 ○施設又は工作物を新設又は改築する目的 ○施設又は工作物を新設又は改築する場所 ○新設又は改築する施設又は工作物の構造 ○工事実施の方法 ○工事実施の期間 (土地の掘削等をする場合) (1)次に掲げる事項を記載した申請書 ○行為の目的 ○行為の内容 ○行為の期間 ○行為の場所	「海岸法の施行について」(昭和31年11月10日付け31農地第4822号・港管第2739号・建発河第107号農林事務次官・運輸事務次官、建設事務次官依命通達)第四の4を満たすことを審査して許可する。 第四の4の基準 海岸保全区域における制限行為は、法8条1項各号に掲げるとおりであるが、これらに該当する行為のうち、令2条に掲げるものは許可を要しないのであるから次の要領に従って措置すること。 ① 他の法律の許可等を受けた行為は、許可等の内容となっている行為のみに限られ、許可等を受けた行為に関連する他の行為又は許可等を受けた行為をするための他の行為を含まないものであること。 ② 令3条9号、12号及び13号の規定により指定する深さ及び載荷重は、関係行政機関の意見を聞いた上、海岸の保全に支障のないと認められるものを定めるものとし、不当に国民の権利を制限しないよう考慮すること。	なし	行為を行う前まで (事前許可が必要)	10日	0985-26-7184

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
62	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	海岸管理者以外の者が施行する工事の承認	海岸法	(1) 次に掲げる事項を記載した申請書 ○工事の設計及び実施計画	「海岸法の施行について」(昭和31年11月10日付け31農地第4822号・港管第2739号・建発河第107号農林事務次官・運輸事務次官、建設事務次官依命通達)第六を満たすことを審査して許可する。 第六の基準 (1) 法14条に規定する築造の基準(技術上の基準)に基づいて行うこと。なお、当該海岸保全施設が土地改良事業その他の法律に基づく事業に係るものであるときは、当該事業を考慮して行うこと。 (2) 公衆電気通信法101条第1項に規定する保護区域内において、海岸管理者以外の者が当該保護区域内において施行する工事に関し承認を与え又は協議に応じようとする場合には、水底線路の保護について必要な配慮をするものとする。	-	工事を行う前まで (事前承認が必要)	14日	0985-26-7184
63	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	一般公共海岸区域の占用の許可	海岸法	海岸保全区域内の占用の許可に準じる。	なし (ただし、土地占用料の徴収あり)	土地占有をする前まで (事前許可が必要)	12日	0985-26-7184	
64	河川課	水政	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	一般公共海岸区域の行為の許可	海岸法	海岸保全区域内の行為の許可に準じる。	なし	行為を行う前まで (事前許可が必要)	10日	0985-26-7184	

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
65	河川課	水政	同左	同左	公有水面埋立の許可	公有水面埋立法	<p>公有水面埋立法、公有水面埋立法施行令、公有水面埋立法施行規則に規定する基準、以下の通知に規定されている基準を満たすことを審査して許可する。</p> <p>法に規定する基準</p> <p>①国土利用上適正且つ合理的なること、②その埋立が環境保全及び災害防止につき十分配慮せられたるものなること、③埋立地の用途が土地利用又は環境保全に関する国又は地方公共団体の法律に基づく計画に違背せざること、④埋立地の用途に関し公共施設の配置及び規模が適正なること、⑤法2条第3項第4号の埋立にありては出願人が公共団体その他政令をもって定むる者なること並びに埋立地の処分方法及び予定対価の額が適正なること、⑥出願人がその埋立を遂行するに足る能力及び信用を有すること</p> <p>(1)次に掲げる事項を記載した願書 ○氏名又ハ名称及住所 ○埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域 ○埋立地ノ用途 ○設計ノ概要 ○埋立ニ関スル工事ノ施行ニ要スル期間 (2)埋立区域及び埋立工事の施行区域を表示した図面 (3)設計の概要を表示した図面 (4)資金計画書 (5)埋立地を他人に譲渡等することを主目的とする埋立にあつてはその処分方法及び予定価格を記載した書面 (6)個人にあつては、戸籍抄本又は住民票の写し (7)法人（公共団体を除く。次号において同じ。）を設立しようとするものにあつては、①定款又は寄附行為の謄本、②発起人、社員又は設立者の名簿、③株式の引受け等の状況又は見込みを記載した書類 (8)既存の法人にあつては、①定款又は寄附行為の謄本及び登記事項証明書、②最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書 (9)直前三月以内に撮影した埋立区域等の写真 (10)埋立土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書 (11)埋立工事に要する費用の調達方法を証する書類 (12)埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面 (13)環境保全に関し講じる措置を記載した図書 (14)公共施設の配置及び規模について説明した図書 (15)公有水面埋立法施行令第七条に規定する法人にあつては、同条第二号に適合することを証する書類 (16)法第四条第三項の権利を有する者がある場合にあつては、その者の同意を得たことを証する書類又は同意が得られない旨及びその事由を記載した書類 (17)公有水面の利用に関して設置した施設で埋立てのためにその効用が妨げられるものがある場合にあつては、当該施設の種類及び設置者を記載した書類</p>	<p>①国土利用上適正且つ合理的なること、②その埋立が環境保全及び災害防止につき十分配慮せられたるものなること、③埋立地の用途が土地利用又は環境保全に関する国又は地方公共団体の法律に基づく計画に違背せざること、④埋立地の用途に関し公共施設の配置及び規模が適正なること、⑤法2条第3項第4号の埋立にありては出願人が公共団体その他政令をもって定むる者なること並びに埋立地の処分方法及び予定対価の額が適正なること、⑥出願人がその埋立を遂行するに足る能力及び信用を有すること</p> <p>(1)公有水面の埋立の適正化について(昭和40年9月1日港管第2021号、建河発第341号)</p> <p>・埋立の免許又は承認は、原則として次に掲げるものについて行うこと。</p> <p>①法令に基づき土地を収用し又は使用しうる事業のため必要な埋立、②国又は公共団体が行う埋立、③①に掲げるもののほか私人が行う埋立で公共の利益に寄与するもの</p> <p>(2)公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日港管第1580号、河政発第57号)</p> <p>・法4条1項各号の基準は、これらの基準に適合しないことと免許することができない最小限度のものであり、これらの基準のすべてに適合している場合であっても免許の拒否はあり得るので、埋立の必要性等他の要素も総合的に勘案して慎重に審査を行うこと。</p> <p>(3)公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日港管第1581号、河政発第58号)</p> <p>・免許権者は、法2条1項の規定による免許をするに当たっては、その埋立が港則法又は海上交通安全法の適用区域内で行われる場合であつて、船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるときは、あらかじめ、所轄の海上保安本部長又は海上保安監部長の海上交通の安全の観点からする意見を求めること。</p> <p>(4)公有水面埋立法施行令の一部改正について(昭和61年7月18日港管2052号、河政発第43号)</p> <p>・令7条2号但し書きの「産業の振興、生活環境の向上又は流通機能の増進を図ることを目的とし」とは、少なくとも次の各号を満たすこと。</p> <p>①埋立地の利用計画において、産業の振興等の実現を目的としていることが具体的に明確であり、かつ、その内容が埋立地の位置、用途、周辺地域との関係等からみて適切かつ合理的であること。②埋立て事業が客観的な基準に適合する良質な事業であつて、埋立の目的の達成が十分に確実であること。</p> <p>(5)公有水面埋立法施行令の一部改正について(昭和61年7月18日港管2052号、河政発第44号)</p> <p>・令7条2号但し書きの適用を受ける埋立に係る施行規則3条10号の図書は、国等の出資比率の状況を記載した書類及び当該埋立と地域の総合的発展との関係を示した書類とすること。</p>	なし (ただし、免許料（埋立地の価額の3%）の徴収あり)	45日	公有水面の埋立を行う前まで (事前許可が必要)	0985-26-7184

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
66	河川課	水政	同左	同左	出願事項の変更の許可	公有水面埋立法	<p>(埋立区域の縮小の場合)</p> <p>(1) 許可申請書 (2) 埋立区域及び埋立工事の施行区域を表示した図面 (3) 設計の概要を表示した図面 (4) 資金計画書 (5) 埋立地を他人に譲渡等することを主目的とする埋立にあつてはその処分方法及び予定価格を記載した書面 (6) 直前三月以内に撮影した埋立区域等の写真 (7) 埋立土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書 (8) 埋立工事に要する費用の調達方法を証する書類 (9) 埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面 (10) 環境保全に関し講じる措置を記載した図書 (11) 公共施設の配置及び規模について説明した図書</p> <p>(埋立地の用途の変更の場合)</p> <p>(1) 許可申請書 (2) 埋立地を他人に譲渡等することを主目的とする埋立にあつてはその処分方法及び予定価格を記載した書面 (3) 埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面 (4) 環境保全に関し講じる措置を記載した図書 (5) 公共施設の配置及び規模について説明した図書</p> <p>(設計の概要の変更の場合)</p> <p>(1) 許可申請書 (2) 設計の概要を表示した図面 (3) 資金計画書 (4) 埋立地を他人に譲渡等することを主目的とする埋立にあつてはその処分方法及び予定価格を記載した書面 (5) 埋立土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書 (6) 埋立工事に要する費用の調達方法を証する書類 (7) 埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面 (8) 環境保全に関し講じる措置を記載した図書</p>	<p>公有水面埋立法、公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）、公有水面埋立法施行規則（昭和49年運輸省、建設省令第1号）に規定する基準によるほか、次に掲げる通知に規定されている基準を満たすことを審査して許可する。</p> <p>法に規定する基準 都道府県知事は正当の事由ありと認めるときは免許をなしたる埋立に関し、埋立区域の縮小、埋立地の用途若しくは設計の概要の変更又は法13条（工事の着手及び竣工の時期）の期間の伸長を許可することを得。</p> <p>(1) 公有水面埋立法の一部改正について（昭和49年6月14日港管第1580号、河政発第57号） ・法13の2の規定により出願事項のうち埋立区域の縮小等の許可の制度が創設されたが、免許に係る埋立区域以外の区域を新たに埋立区域とすることは、新規の免許が必要となるので留意すること。</p>		出願事項を変更する前まで (事前許可が必要)	35日	0985-26-7184
67	河川課	水政	同左	同左	他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可	公有水面埋立法	<p>立入り又は一時使用許可申請書</p>	<p>公有水面埋立法、公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）、公有水面埋立法施行規則（昭和49年運輸省、建設省令第1号）に規定する基準を満たすことを審査して許可する。</p> <p>法に規定する基準 埋立免許を受けたる者埋立に関する測量又は工事のため必要あるときは都道府県知事の許可を受け他人の土地に立入り又はその土地を一時材料置場として使用すること。</p> <p>令に規定する基準 法14条の規定による立入りは邸内については日出前日没後は占有者の意に反してこれをなすことを得ず。</p>		立入り等を行う前まで (事前許可が必要)	15日	0985-26-7184

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
68	河川課	水政	同左	同左	埋立権の譲渡の許可	公有水面埋立法	<p>(1) 許可申請書</p> <p>(2) 譲受人に関する次の書類</p> <p>○個人にあつては、戸籍抄本又は住民票の写し</p> <p>○法人（公共団体を除く。次号において同じ。）を設立しようとするものにあつては、①定款又は寄附行為の謄本、②発起人、社員又は設立者の名簿、③株式の引受け等の状況又は見込みを記載した書類</p> <p>○既存の法人にあつては、①定款又は寄附行為の謄本及び登記事項証明書、②最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書</p> <p>(3) 譲渡契約書の写し</p> <p>(4) 譲渡価額の算定の基礎を記載した書類</p> <p>(5) 譲渡の時までの埋立てに関する工事に要した費用の額及び譲渡後の埋立てに関する工事に要する費用の額の明細書</p> <p>(6) 譲渡後の埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類</p>	<p>公有水面埋立法、公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）、公有水面埋立法施行規則（昭和49年運輸省、建設省令第1号）に規定する基準によるほか、次に掲げる通知に規定されている基準を満たすことを審査して許可する。</p> <p>法に規定する基準</p> <p>埋立の免許を受けたる者は都道府県知事の許可を受くるにあらざれば埋立を為す権利を他人に譲渡することを得ず。</p> <p>(1) 公有水面の埋立の適正化について（昭和40年9月1日港管第2021号、建河発第341号）</p> <p>・埋立権の譲渡の許可は、みだりにこれを行わないものとし、当該許可をする場合においては、当該埋立の目的、譲受人の資力及び信用、事業計画及び資金計画の内容、工事実施の方法等を厳重に審査し、当該埋立を的確に遂行する意思と能力を有すると認められる場合にのみ免許するものとする。</p>	なし	埋立免許取得後、工事竣工前まで （許可は譲渡の効力要件）	15日	0985-26-7184
69	河川課	水政	同左	同左	竣工認可	公有水面埋立法	<p>(1) 申請書</p> <p>(2) 実測平面図</p> <p>(3) 求積平面図</p>	<p>公有水面埋立法、公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）、公有水面埋立法施行規則（昭和49年運輸省、建設省令第1号）に規定する基準を審査して許可する。</p> <p>法に規定する基準</p> <p>埋立の免許を受けたる者は埋立に関する工事竣工したときは遅滞なく都道府県知事に竣工認可を申請すべし。</p>	なし	工事竣工後、遅滞なく	20日	0985-26-7184
70	河川課	水政	同左	同左	竣工認可前の埋立地使用の許可	公有水面埋立法	<p>(1) 申請書</p> <p>(2) 工作物の設置に係る埋立地の区域を表示した図面</p> <p>(3) 工作物の設計図</p> <p>(4) 埋立区域の埋立ての現況を表示した図面</p>	<p>公有水面埋立法、公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）、公有水面埋立法施行規則（昭和49年運輸省、建設省令第1号）に規定する基準を審査して許可する。</p> <p>法に規定する基準</p> <p>埋立の免許を受けたる者は法22条2項の告示（竣工認可の告示）の日において埋立地を使用することを得但し埋立地に埋立に関する工事にあらざる工作物を設置せんとするときは政令をもって指定する場合を除くの外都道府県知事の許可を受くべし。</p> <p>令に規定する基準</p> <p>法23条1項の規定により簡易なる一時的な工作物の設置を指定す。</p>	なし	埋立免許取得後、工事竣工前まで （事前許可が必要）	15日	0985-26-7184

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
71	河川課	水政	同左	同左	埋立地に関する権利の処分の許可	公有水面埋立法	(1) 申請書 (2) 権利の移転又は設定に係る埋立地の区域を表示した図面 (3) 権利の移転又は設定の契約書の写し (4) 権利の移転又は設定に係る埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面	公有水面埋立法、公有水面埋立法施行令(大正11年勅令第194号)、公有水面埋立法施行規則(昭和49年運輸省、建設省令第1号)に規定する基準によるほか、次に掲げる通知に規定されている基準を満たすことを審査して許可する。 法に規定する基準 法22条2項の告示(竣工認可の告示)の日より起算し10年間は第24条第1項の規定により埋立地の所有権を取得した者又はその一般承継人当該埋立地につき所有権を移転し又は地上権等を設定せんとするときは都道府県知事の許可を受くべし。都道府県知事は前項の許可の申請左の各号に適合すと認めるときはこれを許可すべし。 ①申請手続が前項の国土交通省令に違反せざること ②法22条2項4号の埋立(埋立地を他人に譲渡し又は他人をして使用せしむることを主たる目的とする埋立)以外の埋立をなしたる者又はその一般承継人にありては権利の移転又は設定につきやむを得ざる事由あること ③権利を移転し又は設定せんとする者がその移転又は設定により不当に受益せざること ④権利の移転又は設定の相手方の選考方法が適正なること ⑤権利の移転又は設定の相手方が埋立地を法11条(免許の告示)又は13条の2(出願事項の変更の告示)の規定により告示したる用途にしがいが自ら利用すると認められること (1)公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日港管第1580号、河政発第57号) ・権利の移転又は設定の相手方は公募することが望ましいが、公募により難い特別の事由がある場合には、公募以外の方法による選考もあり得ること。 (2)公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日港管第1581号、河政発第58号) ・電気、ガス、熱供給、石油パイプライン事業等の用に供する施設等の設置のための処分、農地法に基づく農地保全合理化法人が行う農地保有合理化事業に必要となる処分等当該処分が公共性、公益性が高いと認められる必要性に基づくものについては、その点十分配慮して許可することは差し支えないものであること。	なし	竣工認可告示日から起算して10年間 (許可は権利の処分の効力要件)	15日	0985-26-7184
72	河川課	水政	同左	同左	埋立地の用途と異なる利用の許可	公有水面埋立法	(1) 申請書 (2) 用途変更に係る埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面	公有水面埋立法、公有水面埋立法施行令(大正11年勅令第194号)、公有水面埋立法施行規則(昭和49年運輸省、建設省令第1号)に規定する基準を審査して許可する。 法に規定する基準 埋立地の所有権を取得したる者又はその一般承継人は法22条2項の告示(竣工認可の告示)の日より起算し10年以内に埋立地を法11条又は13条の2第2項の規定により告示したる用途と異なる用途に供せんとするときは都道府県知事の許可を受くべし。 都道府県知事は前項の許可の申請左の各号に適合すと認めるときはこれを許可すべし。 ①申請手続が国土交通省令に違反せざること ②埋立地を第11条又は第13条の2第2項の規定により告示したる用途に供せざることにつきやむを得ざる事由あること ③埋立地の利用上適正且つ合理的なること ④供せんとする用途が土地利用又は環境保全に関する国又は地方公共団体の法律に基づく計画に違背せざること	なし	竣工認可告示日から起算して10年間 (許可は権利の処分の効力要件)	15日	0985-26-7184
73	河川課	水政	同左	同左	失効した免許の効力復活処分	公有水面埋立法	(1) 免許失効を宥恕すべき事由を記載した申請書	公有水面埋立法、公有水面埋立法施行令(大正11年勅令第194号)、公有水面埋立法施行規則(昭和49年運輸省、建設省令第1号)に規定する基準を審査して許可する。 法に規定する基準 都道府県知事は宥恕すべき事由ありと認むるときは効力を失いたる日より起算し3月内に限りその効力を復活せしむることを得。	なし	失効日から起算して3月以内	15日	0985-26-7184

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
74	河川課	水政	同左	同左	免許失効の場合の原状回復義務の免除	公有水面埋立法	(1)原状回復不要又は不能である事由を記載した申請書 公有水面埋立法 法に規定する基準 都道府県知事は原状回復の必要なしと認むるもの又は原状回復をなすこと能わずと認むるものにつき埋立の免許を受けた者の申請ありたるとき又は催告をなすに拘わらずその申請なきときは原状回復の義務を免除することを得。	なし	免許失効後、催告前まで	15日	0985-26-7184
75	河川課	水政	同左	同左	無免許埋立に対する原状回復義務の免除	公有水面埋立法	免許失効の場合の原状回復義務の免除に準じる。 公有水面埋立法、公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）、公有水面埋立法施行規則（昭和49年運輸省、建設省令第1号）に規定する基準によるほか、次に掲げる通知に規定されている基準を満たすことを審査して許可する。 法に規定する基準 法32条1項（竣工認可の告示の日前の違反行為等に対する匡正）及び法35条（免許失効の場合の原状回復義務等）の規定は埋立の免許を受けずして埋立工事を為したる者に関しこれを準用す。 （1）公有水面埋立法の一部改正について（昭和49年6月14日港管第1580号、河政発第57号） ・追認制度の廃止に伴い、無願埋立については、免許権者は法35条1項の規定による原状回復又は同条第2項の規定による土砂その他の物件の国有帰属の厳正な措置をとらなければならないこととなったので、この点十分留意すること。	なし	無免許埋立後、催告前まで	15日	0985-26-7184
76	河川課	水政	同左	同左	水面権利者に対する補償の裁定等	公有水面埋立法	(1)申請の目的及び事由を記載した申請書 (2)協議不調のときはその顛末書 (3)協議不能のときはその事由書 公有水面埋立法、公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）、公有水面埋立法施行規則（昭和49年運輸省、建設省令第1号）に規定する基準によるほか、次に掲げる通知に規定されている基準を満たすことを審査して許可する。 法に規定する基準 法6条1項の補償又は施設（水面権利者に対する補償又は損害防止施設）に関し協議調わざるとき又は協議を為すこと能わざるときは都道府県知事の裁定を求むるべし。 令に規定する基準 令9条の施設又は補償（水面の権利者に対する損害防止施設の設置又は損害の補償）は埋立により通常生ずべき損害についてのみこれをなすべし。 （1）公有水面埋立法の一部改正について（昭和49年6月14日港管第1580号、河政発第57号） ・追認制度の廃止に伴い、無願埋立については、免許権者は法35条1項の規定による原状回復又は同条第2項の規定による土砂その他の物件の国有帰属の厳正な措置をとらなければならないこととなったので、この点十分留意すること。	なし	協議不調又は不能となった後	15日	0985-26-7184
77	河川課	水政	同左	同左	損害賠償等の請求可能な施設の設置の許可	公有水面埋立法施行令	公有水面埋立の許可に準じる。 公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）、公有水面埋立法施行規則（昭和49年運輸省、建設省令第1号）に規定する基準を満たすことを審査して許可する。 令に規定する基準 法4条3項の権利を有する者は法11条の規定による告示（免許の告示）ありたる後なしたる公有水面の利用に関する施設については埋立によりて生ずる損害の防止の施設又はその損害の補償を請求することを得ず但し特別の事由ある場合において都道府県知事の許可を受けて為したる施設についてはこの限りにあらず。	なし	協議不調又は不能となった後	30日	0985-26-7184